

保護者各位

大津市福祉子ども部保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」の延長に伴う
家庭保育協力依頼期間の保育料等の取扱いについて（お知らせ）

平素は、本市保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、現在発令されております「緊急事態宣言」が延長されましたことに伴い、保育施設をご利用の皆様にご依頼しております家庭保育協力期間が延長されました。

つきましては、以下のとおりご案内します。

記

1. 保育料の日割り計算について

家庭保育協力依頼に伴い実施しておりますので、当該対応についても延長します。

期間：家庭保育協力依頼期間終了まで

2. 育児休業からの復職予定で9月入所された保護者の復職日について

本来10月1日を復職日の期限としておりましたが、当該期限を11月1日まで延長します。

お問い合わせ先

大津市福祉子ども部保育幼稚園課

利用者支援係

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2746（直通）